

広陵町有料広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 広陵町（以下「町」という。）は、民間事業者等の事業活動を促進するとともに、町の財源確保のため、町の広報、ホームページ等に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定める。

(広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載することができる媒体（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報「こうりょう」
- (2) 広陵町ホームページ
- (3) その他、町が発行する印刷物で、町長が適当と認めたもの

(広告掲載の範囲)

第3条 掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 法令等に違反する又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反する又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題又は個人若しくは団体の意見広告を内容とするもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者によるもの
- (6) 暴力団（広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有する者によるもの
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) 市町村民税等の滞納がある者によるもの
- (9) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (10) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと町長が判断するもの

(広報掲載の審査)

第4条 町長は、広告を掲載しようとする者から申込みのあった広告に関し、その掲載の適否等を審査するため、広報掲載審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、広陵町広報編集会議委員をもって充てる。

(広告主の責任等)

第5条 広告の内容に関する責任は、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が負うものとする。

2 広告の版下の作成に係る一切の費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第6条 町長は、広告媒体の編集発行上支障があるとき、掲載を決定した広告が第3条の規定に反するものであることが分かったとき、又は広告主が広告掲載料を納入しなかつ

たときは、当該広告媒体への掲載を取り消すことができる。

2 町長は、前条の取消しにより、広告主に損害が生じても一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月21日から施行する。